

草津市幼保一体化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における幼保一体化の推進に向けて基本計画を策定するにあたり、市民、保育所関係者、幼稚園関係者、有識者からの幅広い意見および提言を計画に反映させるため、草津市幼保一体化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、基本計画に盛り込むべき内容について検討を行い、計画案を市長に提言する。

(組織構成等)

第3条 委員会は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保育所保護者の代表
- (5) 幼稚園保護者の代表
- (6) 一般公募により募集した者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱または任命の日から前条に規定する計画案を市長に提言する日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、前条第2項第1号に規定する委員のうちから、委員の選挙により定める。

4 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者とする。

5 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

6 委員長および副委員長ともに事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ指名された委員が、委員長の職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。

（事務局）

第6条 委員会の庶務は、子ども家庭部幼児課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に開催される会議は、市長が招集する。